

1. 投稿者の資格

本誌への投稿は共著者も含めて全員が本学会の会員であるとする。但し、編集委員会から依頼された原稿はこの限りではない。

2. 投稿原稿の種類

1) 投稿原稿の種類

論文の種類は、総説、原著、研究報告、実践報告、その他とし、原稿にその何れかを明記する。

【総説】母性看護学に関わる特定のテーマについて文献等をレビューして、当該テーマについて分析・概説し、考察したもの。

【原著】独創的で新しい知見が論理的に示されており、信頼性が高く、学術上の価値があると認められたもの。

【研究報告】独創性、新規性、学術上の価値は原著論文に及ばないが、母性看護学の発展に寄与すると認められるもの。

【実践報告】看護実践の成果報告であり、母性看護実践の向上に寄与すると認められるもの。事例報告を含む。

【その他】母性看護学に関連した内容で、編集委員会が適当と認めたもの。

2) 投稿論文の内容

母性看護学の向上と発展に寄与するものであり、他誌に発表あるいは投稿されていないものに限る。

3. 倫理的配慮

人および動物を研究対象とする場合は、研究の実施にあたり研究対象に対する倫理的配慮を講じるとともに、その内容を本文中に明記する。原則として倫理審査委員会の承認を経ること。倫理審査委員会の承認を経た場合は、その名称と承認番号を本文中に明記し、承認を証明する書類を提出する。

4. 利益相反**に関する事項の開示

投稿にあたり、共著者を含めたすべての著者は当該論文の利益相反に関する事項について報告書（様式1）を提出すること。また、企業等との利益相反事項の有無については論文の末尾（文献の前）に「利益相反」の欄を設け、明記すること。利益相反事項がある場合は「著者〇〇〇〇は△△株式会社との間に本論文内容に関連する利益相反を有する。」と企業・団体名も記載する。利益相反事項がない場合は「本研究における利益相反はない。」と記載する。

**利益相反:「外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれているのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態」(厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理に関する指針)(平成20年3月31日科発第0331001号)。

5. 投稿手続

- 1) 電子投稿指示に従い、論文種別、和文タイトル、英文タイトルを入力する。
- 2) 正原稿 (オリジナル)、副原稿 (査読用)、図表のPDF ファイルを作成する。
- 3) 学会ホームページに示されている「投稿チェック票」をダウンロードし、すべての項目の点検確認を行い、PDF ファイルにする。
- 4) 倫理審査委員会の承認を証明する書類および「自己申告による利益相反報告書」もPDF ファイルにする。原著を希望する場合は、英語母国語者のチェックを証明する書類をPDF ファイルにする。
- 5) 上記1) から4) のすべてのPDF ファイルを電子投稿指示に従って提出する。

6. 論文の受付および採否

- 1) 上記5. の手続きを経た原稿の到着日を受付日とする。受付日と到着順に付す受付番号とを、投稿者に通知する。
- 2) 投稿論文の採否は、査読を経て編集委員会が決定する。その日を論文の受理日とする。
- 3) 採否は本人に通知し、投稿された論文は理由の如何を問わず返却しない。
- 4) 編集委員会の判定により、論文の種類の変更を著者に求めることがある。

7. 著者校正

著者校正を1回行う。但し、校正の際の新たな加筆は認めない。

8. 原稿執筆要領

- 1) 投稿原稿は、原則としてワードプロセッサを使用し、作成すること。
- 2) 正・副原稿は、和文抄録400字程度、和文キーワード3語程度、本文、の順に作成する。原著を希望する場合には、英文抄録250語程度と英文キーワード3語程度を本文の後ろにつける。
- 3) 原稿の種類を問わず、本文、文献、図表を含めて1編につき、A4判の用紙に横書き1,200字(40字×30行)で13枚(15,600字程度)を限度とする。和文抄録、和文キーワード、英文抄録、英文キーワードは文字数に含まない。
- 4) 図、表および写真1枚は原稿400字相当とする。本文右欄外にそれぞれの挿入希望位置を指定する。すべてをまとめたPDFファイルを作成する。
- 5) 文中の引用文献には引用順に番号を付記し、引用文献は原稿末尾に一括して番号順に記載する。引用文献は主要論文に限定し、その記載は次の形式による。ただし、共著者は3名まで表記し、それ以上は他(英語文献の場合 et al.)とする。
 - (1) 雑誌の場合は、著者名:論文題名, 雑誌名, 巻(号), 頁一頁, 西暦年。

- (2) 単行書の場合は、著者名:書名(監修者名), 版, 頁一頁, 発行所, 西暦年。
 - (3) 翻訳書の場合は、原著者名(原書の発行西暦年)/訳者名:翻訳書の書名, 版, 頁一頁, 発行所, 西暦年。
 - (4) 電子情報の場合は、サイトの設置者名, アドレス, サイトにアクセスした日付。
- 6) 学会、研究会等で発表したものは末尾にその旨を明記する。
 - 7) 副原稿は、投稿者の匿名性保持のため著者が特定される氏名や所属、謝辞等の記載箇所は空欄にする。
 - 8) 英文抄録、題名、キーワードは英語母国語者のチェックを必要とする。

9. 著者が負担すべき費用

- 1) 掲載料
論文の掲載料は、無料とする。但し、図表および写真等、印刷上、特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。また、印刷頁数が8頁を超過した部分の印刷に要する費用については、実費を著者負担とする。
- 2) 別刷料
論文の別刷りは、全て実費を著者負担とする。

10. 本誌に掲載した論文の著作権はすべて本学会に所属する。掲載後は本学会の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。

付則

この規定は1999年12月12日から施行する。
この規定の改正は、2006年6月17日から施行する。
この規定の改正は、2010年2月14日から施行する。
この規定の改正は、2011年3月10日から施行する。
この規定の改正は2014年6月27日から施行する。
この規定の改正は2014年9月8日から施行する。
この規定の改正は2015年8月1日から施行する。
この規定の改正は2016年4月1日から施行する。